

令和5年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その5)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 93 号 議 案	神奈川県子ども・若者施策審議会条例	1
定 県 第 94 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 95 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 96 号 議 案	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 97 号 議 案	神奈川県局設置条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 98 号 議 案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 99 号 議 案	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例	10
定 県 第 100 号 議 案	神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 101 号 議 案	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例	13
定 県 第 102 号 議 案	医療法施行条例の一部を改正する条例	15
定 県 第 103 号 議 案	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例	16
定 県 第 104 号 議 案	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例	18
定 県 第 105 号 議 案	神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	20
定 県 第 106 号 議 案	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	24
定 県 第 107 号 議 案	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	27
定 県 第 108 号 議 案	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例	29
定 県 第 109 号 議 案	警察組織に関する条例の一部を改正する条例	31
定 県 第 110 号 議 案	工事請負契約の締結について（平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築－第1工区）請負契約）	32
定 県 第 111 号 議 案	工事請負契約の締結について（一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事請負契約）	33
定 県 第 112 号 議 案	工事請負契約の締結について（県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約）	34
定 県 第 113 号 議 案	工事請負契約の締結について（県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約）	35
定 県 第 114 号 議 案	工事請負契約の締結について（県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）請負契約）	36
定 県 第 115 号 議 案	工事委託契約の締結について（浦島合同庁舎（仮称）整備事業委託契約）	37

番 号	件 名	ページ
定県第 116 号議案	不動産の処分の変更について	38
定県第 117 号議案	動産の取得について	39
定県第 118 号議案	訴訟の提起について	40
定県第 119 号議案	和解について	41
定県第 120 号議案	当せん金付証票の発売について	42
定県第 121 号議案	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標	43

神奈川県子ども・若者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第6条の規定に基づき神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他神奈川県子ども・若者施策審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項及び地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項をつかさどるほか、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項について調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるも

のとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちからこれを会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

子ども・子育て支援法第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法第6条の規定に基づき、神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表NPO法人ミニシティ・プラスの項、特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼぼの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほくの項及び特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人DV対策センター	横浜市青葉区鴨志田町807番地5	令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼぼ	足柄下郡湯河原町中央二丁目21番地5	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほく	横浜市港北区日吉二丁目12番7号	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで
NPO法人ミニシティ・プラス	横浜市都筑区中川1-17-22ガーデンプラザ宮台402号室	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすか	横須賀市根岸町三丁目15番12号長谷川ビル102号	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで

附 則

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定(特定非営利活動法人DV対策センターの項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表NPO法人ミニシティ・プラスの項、特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼぼの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほくの項又は特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表4の3の項の次に次のように加える。

<p>4の4 土地改良法（以下この項において「法」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第76条の5第1項の規定により、施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。）の組織変更を認可すること。 (2) 法第76条の5第3項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、認可した旨を公告すること。 (3) 法第76条の13第1項の規定により、施設管理土地改良区の組織変更を認可すること。 (4) 法第76条の13第3項の規定により、認可した旨を通知すること。 (5) 法第76条の16において読み替えて準用する法第76条の5第3項の規定により、認可した旨を公告すること。 (6) 省令第50条の2第4号の規定により、基幹的な土地改良施設を指定すること。 	<p>横浜市</p>
---	------------

別表16の5の項の次に次のように加える。

<p>16の6 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画（同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）を認可すること。 (2) 法第18条第7項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、農業委員会に通知するとともに、公告すること。 (3) 法第20条の規定により、農地中間管理権に係る賃貸借等の解除を承認すること。 (4) 法第21条第2項の規定により、農用地等に係る賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除を承認すること。 	<p>山北町</p>
--	------------

別表32の項(1)中「並びに第59条の2の5第1項」を削り、「書類」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する書類を除く。）」を加え、同項に次のように加える。

- (2) 法第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。

別表38の項(1)中「(平成14年法律第151号)」を削り、同表42の項中(47)を(48)とし、(38)から(46)までを1ずつ繰り下げ、(37)の次に次のように加える。

(38) 法第69条の2第2項の規定により、医療法人からの報告を受理すること。

別表42の項中「横須賀市」の次に「(左欄(38)に掲げる事務にあっては、横須賀市を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表42の項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた土地改良法(昭和24年法律第195号)第76条の5第1項又は第76条の13第1項に規定する認可の申請に係る同法第76条の5第1項及び第3項(第76条の16において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第76条の13第1項及び第3項の規定による事務については、改正後の別表4の4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項、第20条又は第21条第2項に規定する認可又は承認の申請に係る同法第18条第1項及び第7項、第20条並びに第21条第2項の規定による事務については、改正後の別表16の6の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

附属機関の設置に関する条例の一部を 改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県青少年問題協議会の項及び神奈川県子ども・子育て会議の項を削り、同表知事の項神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の項の次に次のように加える。

神奈川県子ども・若者施策審議会	子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する次に掲げる事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項 (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上 (4) 地方青少年問題協議会法に規定する青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項	30人以内
-----------------	--	-------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「神奈川県子ども・子育て会議」を「神奈川県子ども・若者施策審議会」に改める。

(神奈川県子ども・子育て会議条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 神奈川県子ども・子育て会議条例（平成25年神奈川県条例第87号）

(2) 神奈川県青少年問題協議会条例（平成25年神奈川県条例第111号）

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

子ども・若者に関する施策等の調査審議等を行うため、神奈川県子ども・若者施策審議会を条例に基づく附属機関として位置付けるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4号中「国際文化観光局」を「文化スポーツ観光局」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ スポーツに関する事項

第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

文化スポーツ観光局を設置する本庁機関の見直しに伴い、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表中91の29の項を91の30の項とし、91の28の項を91の29の項とし、91の27の項の次に次のように加える。

91の28 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の認可の公告をした旨の証明書の交付	農用地利用集積等促進計画の認可の公告に係る証明書交付手数料	1通につき 300円
--	-------------------------------	---------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の4 環境農政局関係の表91の28の項の規定は、この条例の施行の日以後に証明書の交付の請求を受理したものから適用する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農用地利用集積等促進計画の認可の公告に係る証明書交付手数料を新設するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

行政財産の用途又は目的を妨げない限度 における使用に係る使用料に関する条例 の一部を改正する条例

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	単位	金額				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
第一種電柱	1本	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	
その他の柱類		220円	170円	150円	140円	
共架電線	共架する電柱1本	1,720円	1,360円	1,140円	1,070円	
看板	表示面積1平方メートル	8,200円	4,310円	1,330円	910円	
標識	1本	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	92円	73円	61円	57円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円	82円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円	260円	250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円

外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,320円	1,040円	870円	820円
外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
外径が2メートル以上のもの	5,270円	4,160円	3,500円	3,280円

別表の備考1中「、座間市及び綾瀬市」を「及び座間市」に改め、同表の備考2中「伊勢原市」の次に「、綾瀬市」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料で次に掲げるものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現にこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料を納入しているものの当該納入している期間に係る使用料
 - (2) 使用の許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものの施行日から使用開始日（最初に使用することができる日をいう。）に相当する令和6年4月中の日の前日までの期間に係る使用料（前号に掲げる使用料を除く。）

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、行政財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律関係 手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表10の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵施設等設置完成検査手数料について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2 占用料(1)の表中

1,560円	1,880円		1,630円	1,940円	
2,400円	2,890円		2,510円	2,980円	
3,240円	3,890円		3,380円	4,030円	
1,400円	1,680円		1,460円	1,740円	
2,230円	2,690円		2,330円	2,780円	
3,070円	3,690円		3,200円	3,820円	
140円	170円		150円	170円	
1,510円	4,730円		1,330円	4,310円	
2,230円	2,690円		2,330円	2,780円	
59円	70円		61円	73円	
84円	100円	を	87円	100円	に改める。
130円	150円		130円	160円	
170円	200円		170円	210円	
250円	300円		260円	310円	
340円	400円		350円	420円	
590円	700円		610円	730円	
840円	1,010円		870円	1,040円	
1,680円	2,010円		1,750円	2,080円	
3,350円	4,030円		3,500円	4,160円	
14円	17円		15円	17円	
8円	10円		9円	10円	

別表第3の2 占用料の表中

230円	250円	250円	270円
520円	550円	560円	590円
900円	970円	990円	1,060円
2,760円	3,000円	3,000円	3,120円
670円	700円	720円	760円

1,560円	1,880円
2,400円	2,890円
3,240円	3,890円
1,400円	1,680円
2,230円	2,690円
3,070円	3,690円
140円	170円
1,400円	1,490円
1,510円	4,730円
59円	70円
84円	100円
130円	150円
170円	200円
250円	300円
340円	400円
590円	700円
840円	1,010円
1,680円	2,010円
3,350円	4,030円
14円	17円
8円	10円

を

1,630円	1,940円
2,510円	2,980円
3,380円	4,030円
1,460円	1,740円
2,330円	2,780円
3,200円	3,820円
150円	170円
1,530円	1,600円
1,330円	4,310円
61円	73円
87円	100円
130円	160円
170円	210円
260円	310円
350円	420円
610円	730円
870円	1,040円
1,750円	2,080円
3,500円	4,160円
15円	17円
9円	10円

に改める。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の2 占用料(1)の表及び別表第3の2 占用料の表の規定は、神奈川県漁港管理条例又は漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）第1条の規定による改正前の漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定による占用の許可に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県道路路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、県が管理する漁港施設及び公共空地等に係る占用料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成25年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の人員等の基準に関し、所要の改正をしたいので提案する
ものであります。

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例 の一部を改正する条例

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	使用料				
	単位	所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積1平方メートル1年	320円	270円	250円	250円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		700円	590円	560円	550円
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円
鉄塔	使用面積1平方メートル1年	1,900円	1,600円	1,530円	1,500円
その他の柱類	1本1年	220円	170円	150円	140円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	22円	17円	15円	14円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円
外径が0.07メートル未満のもの		92円	73円	61円	57円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円	82円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円	120円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円	260円	250円	

管類	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円	3,280円
看板	表示面積1平方メートル1年		8,200円	4,310円	1,330円	910円
農耕地、牧草地等	使用面積1平方メートル1年		14円	12円	11円	11円
土石の採取	<small>たんぼ</small> 田圃砂利の採取	採取量1立方メートル	230円			
	山砂利の採取		260円			
	その他の土石の採取		460円			

別表の備考1(1)中「、座間市及び綾瀬市」を「及び座間市」に改め、同表の備考1(2)中「伊勢原市」の次に「、綾瀬市」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、法定外公共用財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表第2の2 都市公園の占用許可による使用料の表中表の部分を次のように改める。

占用物件		使用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	3,840円	2,910円	2,350円	2,170円	
その他の柱類	1本1年	220円	170円	150円	140円	
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）		長さ1メートル1年	22円	17円	15円	14円
地下に設ける電線その他の線類			13円	10円	9円	8円
特別高圧架空電線	使用電圧が7千ボルトを超え、17万ボルト未満のもの	占用面積1平方メートル1年	1,150円	870円	700円	650円
	使用電圧が17万ボルト以上のもの		1,920円	1,450円	1,170円	1,080円
公衆電話所		1個1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円
郵便差出箱及び信書便差出箱			1,850円	1,460円	1,220円	1,150円
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー	92円	73円	61円	57円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円	82円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円	260円	250円

管類	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	トル1年	530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円	3,280円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	占用面積1平方メートル1年		4,100円	2,150円	660円	460円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの			2,460円	1,290円	400円	270円
標識	1本1年		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
その他のもの	占用面積1平方メートル1日		38円	29円	23円	21円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、都市公園の占用許可による使用料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を 改正する条例

神奈川県道路占用料等徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円
	第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円
	第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円
	第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円
	第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
	第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円
	その他の柱類		220円	170円	150円	140円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	22円	17円	15円	14円
	地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円
	路上に設ける変圧器	1個1年	2,150円	1,700円	1,430円	1,340円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年	1,320円	1,040円	870円	820円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,850円	1,460円	1,220円	1,150円
	広告塔	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	1,330円	910円
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円
外径が0.07メートル未満のもの		92円	73円	61円	57円	
		130円	100円	87円	82円	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年	200円	160円	130円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			260円	210円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			400円	310円	260円	250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			920円	730円	610円	570円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,320円	1,040円	870円	820円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの			2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
	外径が2メートル以上のもの			5,270円	4,160円	3,500円	3,280円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートル1年	13円	10円	9円	8円
		その他のもの		44円	35円	29円	27円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年	2,200円	1,740円	1,460円	1,360円
		地下に設けるもの		1,320円	1,040円	870円	820円
その他のもの			4,400円	3,470円	2,910円	2,730円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊			220円	210円	190円	190円
	その他のもの			460円	330円	190円	190円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年	A×0.004			
		階数が2のもの		A×0.006			
		階数が3以上のもの		A×0.007			

	上空に設ける通路		4,100円	2,150円	660円	460円	
	地下に設ける通路		2,460円	1,290円	400円	270円	
	その他のもの		460円	330円	190円	190円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日	82円	43円	13円	9円	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月	820円	430円	130円	91円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月	820円	430円	130円	91円
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	1,330円	910円
	標識		1本1年	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日	82円	43円	13円	9円
		その他のもの	1本1月	820円	430円	130円	91円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日	82円	43円	13円	9円
		その他のもの	その面積1平方メートル1月	820円	430円	130円	91円
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月	8,200円	4,310円	1,330円	910円
		その他のもの		4,100円	2,150円	660円	460円
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円
政令第7条第3号に掲げる施設			A×0.031				
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月	820円	430円	130円	91円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			440円	350円	290円	270円	
	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		A×0.008	A×0.009	A×0.012	A×0.014	

政令第7条 第8号に掲げる施設	上空に設けるもの		A × 0.017			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	A × 0.004			
		階数が2のもの	A × 0.006			
		階数が3以上のもの	A × 0.007			
	その他のもの		A × 0.025			
政令第7条 第9号に掲げる施設	建築物		A × 0.01	A × 0.012	A × 0.015	A × 0.019
	その他のもの		A × 0.007	A × 0.009	A × 0.011	A × 0.014
政令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A × 0.022			
	その他のもの		A × 0.007	A × 0.009	A × 0.011	A × 0.014
政令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A × 0.01	A × 0.012	A × 0.015	A × 0.019
	上空に設けるもの		A × 0.022			
	その他のもの		A × 0.031			
政令第7条第12号に掲げる器具			A × 0.025			
政令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A × 0.01	A × 0.012	A × 0.015	A × 0.019
	上空に設けるもの		A × 0.022			
	その他のもの		A × 0.031			
政令第7条第14号に掲げる施設			A × 0.031			

占用面積1
平方メートル1年

別表の備考2(1)中「、座間市及び綾瀬市」を「及び座間市」に改め、同表の備考2(2)中「伊勢原市」の次に「、綾瀬市」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

道路法施行令の一部改正等により、国道の占用料の額が見直されたこと等を踏まえ、県道の占用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

港湾の設置及び管理等に関する条例の 一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。
別表第1の7 専用利用料の表の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用

区分		専用利用料		
		単位	港湾名	
			湘南港	葉山港、大磯港、 真鶴港
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	
その他の柱類		220円	170円	
共架電線その他上空に設ける線類		240円	160円	
地下に設ける電線その他の線類		130円	86円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年	92円	73円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円

	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円
柵類			1,420円	960円
看板	表示面積1平方メートル1年		8,200円	4,310円

別表第2中表の部分を次のように改める。

区分		占用料等		
		単位	港湾名	
			湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの		占用面積1平方メートル1年	320円	270円
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りようその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		1本1年	700円	590円
第一種電柱		1本1年	2,460円	1,940円
第二種電柱			3,780円	2,980円
第三種電柱			5,100円	4,030円
第一種電話柱			2,200円	1,740円
第二種電話柱			3,520円	2,780円
第三種電話柱			4,830円	3,820円
鉄塔			占用面積1平方メートル1年	1,900円
その他の柱類		1本1年	220円	170円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年	22円	17円
地下に設ける電線その他の線類			13円	10円
管類	外径が0.07メートル未満のもの		92円	73円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円

外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円
外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円
外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円
柵類		920円	770円
係船浮標、係船くい及び信号標	1基1年	900円	760円
看板	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月	310円	260円
土砂の採取	採取量1立方メートル		300円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、港湾の施設の専用利用料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部 を改正する条例

神奈川県流水占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				
	単位	所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積1平方メートル1年	320円	270円	250円	250円
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）		700円	590円	560円	550円
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,900円	1,600円	1,530円	1,500円
その他の柱類	1本1年	220円	170円	150円	140円
共架電線その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	14円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円
外径が0.07メートル未満のもの		92円	73円	61円	57円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円	82円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円	120円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円

管類	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年	400円	310円	260円	250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円	3,280円
柵類			920円	770円	740円	720円
看板	表示面積1平方メートル1年		8,200円	4,310円	1,330円	910円
運動場、競技場、遊園地その他これらに類する施設	占用面積1平方メートル1年		150円	130円	120円	120円
農耕地、牧草地等			14円	12円	11円	11円

別表第2の備考1(1)中「、綾瀬市」を削り、同表の備考1(2)中「伊勢原市」の次に「、綾瀬市」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、土地の占用料等の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部 を改正する条例

神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		占用料等			
		単位	所在地		
			第一級地	第二級地	第三級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの		占用面積1平方メートル1年	320円	270円	250円
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）			700円	590円	560円
第一種電柱		1本1年	2,460円	1,940円	1,630円
第二種電柱			3,780円	2,980円	2,510円
第三種電柱			5,100円	4,030円	3,380円
第一種電話柱			2,200円	1,740円	1,460円
第二種電話柱			3,520円	2,780円	2,330円
第三種電話柱			4,830円	3,820円	3,200円
鉄塔		占用面積1平方メートル1年	1,900円	1,600円	1,530円
その他の柱類		1本1年	220円	170円	150円
共架電線その他上空に設ける線類			22円	17円	15円
地下に設ける電線その他の線類			13円	10円	9円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	92円	73円	61円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円	260円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円
柵類			920円	770円	740円
看板	表示面積1平方メートル1年		8,200円	4,310円	1,330円
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月		310円	260円	250円
土石の採取	砂	採取量1立方メートル	260円		
	砂利（径が6センチメートル以下のものをいう。）		300円		
	栗石（径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）		360円		
	玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）		460円		
	転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。）		530円		
	混合土石		300円		
附 則					
この条例は、令和6年4月1日から施行する。					
令和5年11月24日提出					
神奈川県知事 黒 岩 祐 治					
(提案理由)					
神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、海岸保全区域等の占用料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。					

警察組織に関する条例の一部を改正する 条例

警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県津久井警察署の項位置の欄中「相模原市緑区中野308番地」を「相模原市緑区中野937番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

津久井警察署の庁舎新築移転に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築―第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役 長谷川 辰 巳
- 2 請負契約金額 6億3,219万7,940円

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築―第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 池田建設・関東緑地土木特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社池田建設
代表取締役 池 田 一
- 2 請負契約金額 8億3,922万3,000円

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 小俣・サクラ特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小俣組
代表取締役 小 俣 順 一
- 2 請負契約金額 11億2,100万3,400円

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 紅梅・昭和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社紅梅組
代表取締役 佐々木 利 文
- 2 請負契約金額 7億9,577万6,740円

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 松浦・今井特定建設工事共同企業体
代表者 松浦建設株式会社
代表取締役 松 浦 秀 敏
- 2 請負契約金額 9億1,527万6,120円

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事委託契約の締結について

浦島合同庁舎（仮称）整備事業委託契約を次により締結するものとする。

- 1 委託契約者名 戸田・紅梅特定建設工事共同企業体
代表者 戸田建設株式会社横浜支店
支店長 縄 田 浩
- 2 委託契約金額 29億7,594万円

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

浦島合同庁舎（仮称）整備事業委託契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

不動産の処分の変更について

平成29年3月24日定県第43号をもって議決を経た不動産の処分を次のとおり変更するものとする。

1 土 地

- (1) 所在地 変更前 厚木市七沢字神出1304番ほか33筆
変更後 厚木市七沢字神出1304番1ほか62筆
- (2) 地 積 変更前 50,296.53平方メートル
変更後 57,139.26平方メートル
- (3) 地 目 変更前 宅地、田、畑、原野及び山林
変更後 宅地、原野及び山林

2 売却金額

変更前 10億4,302万600円
変更後 10億4,743万6,600円

3 売却の相手方

変更前 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
医療法人社団 葵会
理事長 新谷幸義

変更後 千葉県柏市小青田一丁目3番地12
医療法人社団 葵会
理事長 新谷幸義

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県有財産売買契約書第3条第3号の整理業務の結果等に伴い、土地の譲渡面積等を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 多目的運搬車Ⅱ型
- 2 契約者名 日産プリンス神奈川販売株式会社
フリート営業部 部長 深谷 智行
- 3 契約金額 1億5,790万930円

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

多目的運搬車Ⅱ型買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

- 1 件名 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還請求事件
- 2 訴訟の相手方 横浜市中区山手町24番地4シティヒル山手24都会の丘1号棟201号室
M9 d i n i n g 合同会社
代表社員 川 島 晃 巳
[REDACTED]
[REDACTED]
横浜市金沢区谷津町359番地6
株式会社 e m p i r e
代表取締役 飯 田 雅 仁
[REDACTED]
[REDACTED]

- 3 請求内容 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還請求
令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還を求めている債務者に対し、返還請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 元川崎合同庁舎における委託警備会社警備員の死亡事案に伴う損害賠償請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方 (1) 原告である相手方（以下「原告相手方」という。）
[Redacted]
[Redacted]
(2) 被告である相手方（以下「被告相手方」という。）
横浜市神奈川区神奈川二丁目8番地8第一川島ビル
京浜警備保障株式会社
代表取締役 岡本 誠一郎
- 3 和解内容 県から原告相手方に対する和解金1,520万円。被告相手方から原告相手方に対する和解金2,280万円。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

元川崎合同庁舎における委託警備会社警備員の死亡事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所川崎支部から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものがあります。

当せん金付証券の発売について

令和6年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを次のとおり発売するものとする。

発売総額250億円以内

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

当せん金付証券法第4条第1項の規定により、令和6年度における宝くじの発売について議決を得たいので提案するものであります。

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第二期中期目標

前文

神奈川県立保健福祉大学は、平成15年度の開学以来、保健、医療及び福祉人材を養成する拠点として、「保健・医療・福祉の連携と総合化」、「生涯にわたる継続教育の重視」及び「地域社会への貢献」の三つの基本理念のもとに、「ヒューマンサービス」というミッションを目指した教育、研究及び地域貢献に取り組み、学部、大学院及び実践教育センターでの教育を通して、質の高い専門人材を輩出してきた。

平成30年度に公立大学法人に移行した後は、自主・自律的な法人運営のもと、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成し、第一期中期目標期間（平成30年度から令和5年度）においては、全体として中期目標を達成できることが見込まれている。

一方で、少子高齢化、グローバル化及び情報化が急速に進む中、昨今では感染症への対応も重要視されたことから、保健、医療及び福祉を取り巻く社会状況は大きく変化しており、大学に対する社会からの期待はますます大きなものとなっている。

以上の点を踏まえ、神奈川県は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）がその使命を果たすべく、積極的に地域に貢献する大学として神奈川県民の期待に応える成果を着実にあげていくために、次のとおり第二期中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とする。

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 人材の育成

保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会においてリーダーとして活躍できる人材の育成、その他、保健、医療及び福祉の分野においてミッションであるヒューマンサービスを基軸に社会システムや技術の革新（イノベーション）を担うマインドをもって、当事者目線で社会的課題の解決に向けて積極的に向き合おうとする人材の育成、現任者への継続教育及び大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。

ア 学部教育

保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の連携と総合化を実現できる能力を有する人材を育成する。

イ 大学院教育

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

保健、医療及び福祉に関わる広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力を旨とするのできる高度専門職業人を育成する。

【博士後期課程】

専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探究し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を育成する。

(イ) ヘルスイノベーション研究科

超高齢社会を迎えている中、「未病」の概念を踏まえて、イノベーションを起こすことができる人材を育成する。

【修士課程】

公衆衛生学を基盤とし、イノベーションの創出に取り組み、先端技術やデータサイエンス、アドミニストレーションなど、幅広い知識や能力を持ち、多様なステークホルダーと協働できる専門人材を育成する。

【博士課程】

公衆衛生の視点による科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くし、国際社会の将来をけん引することができる国際的高度専門人材を育成する。

ウ 現任者教育

保健、医療及び福祉の分野に従事する者の継続教育並びに同分野に関する研究を実施し、時代の要請に応じたキャリア支援を行う。

また、主に実践教育センターにおいて、急激な社会環境の変化に適応するために必要なスキルを身につけ、新たなニーズに対応できる現任者教育のあり方を検討し、推進する。

(2) 教育内容等

保健、医療及び福祉分野に係る社会からの要請、学生からの要望、学術の発展動向など的確に対応することを目的として、教育内容の継続的な改善を図るためカリキュラムポリシーを必要に応じて見直すとともに、学生の主体的な学修を引き出すことで、学生が授業内容を深く理解し、知識や技術を確実に習得できるよう、効果的な授業形態、教育方法の継続的な工夫に努める。

また、ディプロマポリシーに基づいた授業の到達目標を明示し、学修成果を適正に評価する。さらに教育の質を確保するためデジタル技術を活用した教育研究の機能強化を推進する。

(3) 教育の実施体制の整備

大学における質の高い教育を実施するため、適切な教員の配置を行うとともに、より優れた教員の確保に努め、社会状況の変化にも対応したファカルティ・ディベロップメント活動を充実させる。

また、学生の学習意欲や教育効果を高めるため、デジタル技術の活用促進を図るとともに、大学の施設や教育備品等の計画的な整備と適切な維持管理により教育環境の向上を図る。

(4) 学生の受入れ

アドミッションポリシー、大学が求める学生像及び教育理念、教育目標等に沿った適切な入学者選抜及び選考を実施し、より優秀な学生の確保に取り組むとともに、社会人やグローバル人材の育成・活躍推進を図る。

また、社会ニーズの変化や時代の要請を的確にとらえた入学者受入れのあり方を検討する。

2 学生への支援に関する目標

学生が大学生活や卒業後において充実した生活を送ることができるよう、学習支援、健康及び生活に関する支援及びキャリア支援を行う。

また、イノベーションを起こす人材の輩出に向け、起業をはじめとする学生のチャレンジを支援する取組を実施するとともに、優秀な留学生の獲得や国際的な学生交流の推進に努め、国際社会において活躍できる人材の育成を図る。

3 研究に関する目標

保健、医療及び福祉の分野において実践的な研究を行い、その成果を有効に活用する。また、県と連携し、大学の知見・資源を生かした未病の改善による健康寿命の延伸、科学的視点に基づく感染症対策、当事者目線の介護や障がい福祉施策、子ども施策などの研究等に取り組み、政策立案に活かすとともに、保健、医療及び福祉の現場と連携しながら、社会実装を推進し、県民の保健福祉の向上に寄与する。

さらに、質の高い研究を行うため、研究活動を推進する体制を整備するとともに、個々の教員が競争的外部資金の獲得に積極的に取り組む。

4 社会貢献に関する目標

(1) 地域貢献

急速な少子高齢社会を迎えているなか、大学が有する人的資源及び教育研究成果を活用して、地域包括ケアシステムの構築など地域が抱える課題に対する支援や、地域との連携及び協働を推進する。

また、県が設置する大学として、県に対しその知見や成果を提供するとともに、地域における「知と人材の拠点」として保健、医療及び福祉の向上及び地域の活性化のための継続的な教育資源の還元に取り組む。

(2) 産学官連携・国際協働

大学の持つ保健、医療及び福祉に係る特性を活かし、企業や行政機関等との研究協力を推進し、地域経済の活性化及び産業の発展に寄与する。

また、研究を通じた政策提言などにより、社会システムにおけるイノベーションの創出に積極的に貢献する。

さらに、イノベーションを担い、教育研究の活性化と国際社会において活躍できる人材を育成するため、国内外の教育研究機関と連携し、多様な教育研究活動や教員の国際的活動の推進に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

理事長を中心とした組織体制のもと、教育研究の特性に配慮しつつ、法人の機動的かつ効率的な運営体制を構築する。

また、法人の意思決定や執行に至る過程について透明性を確保する。

2 人事の適正化に関する目標

法人組織の活性化や業務の質の向上を図るため人事制度、職員の採用基準及び評価基準等を見直し、弾力的に運用するとともに優れた人材を確保する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

教育研究に対するサポート機能の向上と法人・大学運営の効率化を図るため、事務組織の見直しなど、効果的な事務運営に努める。

また、社会情勢を鑑み、事務手続きのデジタル化を推進し、学生をはじめとする利用者の利便性向上、職員の負担軽減及び生産性向上を実現することで、効率的な法人運営を目指す。

第4 財務内容の改善に関する目標

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、法人業務全般について見直しを行うとともに、法人経営の安定化を図るため、外部資金の獲得やその他の自己収入の確保に努める。

また、大学の健全な運営を確保するため、資産の安全かつ確実な運用と適切な管理を行う。

第5 その他業務運営に関する重要な目標

教育研究活動を円滑に実施するため、施設設備を適切に維持管理するとともに、地域開放など有効活用を図る。

また、学生や職員が安全かつ安心できる学習環境や職場環境を確保するため、防災等に係る危機管理体制を適宜見直しするとともに、情報セキュリティ対策の充実、個人情報の保護その他の安全管理対策を行い、その有効性について定期的な見直しを行う。

さらに、法人としての社会的責任を果たすため、法令遵守、人権啓発、環境への配慮などに努め、対策の有効性について定期的な見直しを行うとともに、法人の運営状況の透明性と説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関わる情報を積極的に公開する。

第6 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

教育水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部からの点検及び評価を受ける。

また、教育研究、業務運営、財務など法人運営全般にわたって透明性を確保するため、自己点検及び評価並びに第三者評価の実施結果を積極的に公表する。

令和5年11月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

第二期の公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案するものであります。

